

令和6年11月定例会

# 環境農林水産常任委員会会議録

令和6年12月4日～5日

場 所 第4委員会室



令和6年12月4日(水曜日)

委員 脇谷のりこ

午前9時58分開会

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和6年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)
- 議案第8号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 工事請負契約の変更について
- 議案第23号 令和6年度宮崎県一般会計補正予算(第8号)
- 議案第24号 令和6年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算(第1号)

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて

○その他報告事項

- ・みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の見直しについて
- ・宮崎県産業廃棄物税条例の施行状況及び今後の方針等について
- ・使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- ・高病原性鳥インフルエンザの発生について

○閉会中の継続審査について

出席委員(8人)

委員	長	内田理佐
副委員	長	永山敏郎
委員		中野一則
委員		日高博之
委員		佐藤雅洋
委員		荒神稔
委員		工藤隆久

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	長	倉佐知子
環境森林部次長(総括)	田代	暢明
環境森林部次長(技術担当)	松井	健太郎
環境森林課長	壺岐	さおり
環境管理課長	落合	克紀
循環社会推進課長	長友	和也
自然環境課長	川畑	昭一
森林経営課長	松永	雅春
再造林推進室長	永田	誠朗
山村・木材振興課長	二見	茂
みやざきスギ活用推進室長	笹山	寿樹
工事検査監	宮川	美品
林業技術センター所長	池田	孝行
木材利用技術センター所長	上野	清文

農政水産部

農政水産部長	殿所	大明
農政水産部次長(総括)	川畑	敏彦
農政水産部次長(技術担当)	柳田	敬
畜産局長	河野	明彦
農村振興局長	戸高	久吉
水産局長	西府	稔也
農政企画課長	原田	大志
中山間農業振興室長	下田	透
農業流通ブランド課長	押川	裕文

農業普及技術課長	戸 高 知 也
農産園芸課長	白 石 浩 司
畜産振興課長	鴨 田 和 広
家畜防疫対策課長	坂 元 和 樹
農村計画課長	城ヶ崎 浩 一
農村整備課長	上 村 一 久
担い手農地対策課長	梶 原 正 太 郎
水産政策課長	西 田 貴 亮
漁業管理課長	安 田 広 志
漁港漁場整備室長	那 須 紘 之
工事検査監	甲 斐 岳 彦
総合農業試験場長	松 田 義 信
畜産試験場長	水 野 和 幸
県立農業大学校長	馬 場 勝
水産試験場長	大 村 英 二

事務局職員出席者

議事課主任主事	増 村 竜 史
議事課主任主事	青 野 奈 月

○内田委員長 それでは、ただいまから環境農  
林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてでありま  
す。

日程案につきましては、御覧のとおりであり  
ますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、そのように決定いた  
します。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時58分休憩

午前10時0分再開

○内田委員長 それでは、委員会を再開いたし  
ます。

本委員会に付託されました議案等について、  
部長の概要説明を求めます。

○長倉環境森林部長 初めに、川南町の養鶏場  
における抗病原性鳥インフルエンザの発生に伴  
う環境森林部の対応について御報告いたします。

当部におきましては、野鳥の鳥インフルエン  
ザ感染に関して、死亡野鳥調査を随時行うなど  
の監視活動を実施しているところですが、今回  
家禽に高病原性鳥インフルエンザの疑似患者が  
確認されたことを受けて、環境省が昨日、発生  
農場周辺の半径10キロメートル圏内を野鳥監視  
重点区域に指定したことから、明日12月5日に  
重点区域内において、野鳥の飛来状況や大量死  
などの異常を把握するための緊急調査を実施す  
ることとしております。また、市町村とも連携  
して、野鳥の監視を強化してまいります。

それでは、議案等の概要について座って説明  
させていただきます。

資料の2ページの目次を御覧ください。

本日、御審議いただきます議案は、予算議案  
として、議案第1号「令和6年度宮崎県一般会  
計補正予算（第7号）」、議案第23号「令和6年  
度宮崎県一般会計補正予算（第8号）」、議案第24  
号「令和6年度宮崎県拡大造林事業特別会計補  
正予算（第1号）」の計3件です。

そのほか、その他報告事項として「みやざき  
県民の住みよい環境の保全等に関する条例の見  
直し」など3項目について御報告いたします。

3ページを御覧ください。

この表は、議案第1号、議案第23号及び議案  
第24号に関する歳出予算を課別に集計したもの  
でございます。

表の左から3列目、議案第1号は、「公共災害  
関連緊急治山事業」に要する経費などの増額を  
お願いするものであります。

その右隣の議案第23号は、給与改定に伴う職員及び会計年度任用職員の人件費の増額と、国の経済対策に係る補正予算に対応するための経費をお願いするものであります。

さらにその右隣の議案第24号は、特別会計における給与改定に伴う会計年度任用職員の人件費の増額をお願いするものであります。

今回の補正では、表の2行目の一般会計の行を横に見ていただいて、補正額の欄にございますように、議案第1号の5億4,533万3,000円と、議案第23号の44億8,438万6,000円の増額をお願いしております。この結果、一般会計の補正後の額は263億6,919万2,000円となります。

また、表の中ほど、特別会計の行を横に見ていただいて、補正額の欄にございますように議案第24号の72万5,000円の増額をお願いしております。特別会計の補正後の額は12億5,617万円となります。

この結果、表の1行目、環境森林部の一般会計と特別会計を合わせました補正後の額は、276億2,536万2,000円となります。

4ページを御覧ください。

議案第1号の繰越明許費補正について一覧にしております。

まず、追加であります。自然環境課の2事業について、国の予算内示の関係等により工期が不足することや、工法の検討等に日時を要したことから、翌年度への繰越しが必要となるもので、合計で3億3,647万7,000円の繰越しをお願いするものであります。

次に、変更であります。自然環境課と森林経営課の2事業について、工法の検討等に日時を要したことや、用地交渉等に日時を要したことから、表の下にありますけれども、合計で5億9,136万5,000円の繰越額の増額をお願いする

ものであります。

5ページを御覧ください。

議案第23号の繰越明許費補正について一覧にしております。

まず、追加であります。自然環境課と森林経営課の3事業について、国の補正予算の関係により工期が不足し、翌年度への繰越しが必要となるもので、合計で27億2,890万3,000円の繰越しをお願いするものであります。

次に、変更であります。自然環境課と森林経営課の4事業について、国の補正予算の関係等により工期が不足することから、表の下にありますとおり、合計で16億7,385万円の繰越額の増額をお願いするものであります。

議案等の詳細につきましては、担当課長より御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

**○内田委員長** 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

**○吉岐環境森林課長** 資料の6ページを御覧ください。

議案第23号、24号のうち、人件費に係る補正予算について、環境森林部全体を一括して御説明いたします。

今回の補正は、人事委員会勧告に基づく職員の給与改定に伴う人件費の補正並びにこれに準じた会計年度任用職員の人件費の補正であり、表にありますとおり、課別に所要額を計上しております。

環境森林部全体の補正額は、表の右から2列目、補正額の欄の一番上にありますとおり、8,235万8,000円の増額をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、その右側の欄

にありますとおり19億9,824万6,000円となります。

人件費に係る補正予算については以上です。

○川畑自然環境課長 それでは、自然環境課の第1号議案の補正予算について御説明いたします。

資料の10ページを御覧ください。

自然環境課の補正額は、左から3列目の補正額の欄に記載のとおり5億4,533万3,000円の増額であります。

この結果、補正後の予算額は、右から3列目の補正後の額の欄に記載のとおり44億9,483万3,000円となります。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたします。

11ページにお進みください。

(目) 森林病虫害防除費、(事項) 森林病虫害等防除事業費につきまして2,312万1,000円の増額をお願いしております。

右側の説明及び事業名の欄を御覧ください。

今回は所要見込額の増額に伴う補正であります。

松くい虫被害が急増しているため、被害木の伐倒駆除を早急に実施し、被害拡大を防止するものです。

次に、(目) 治山費、(事項) 緊急治山事業費につきまして3億3,915万円の増額をお願いしております。

右側の説明及び事業名の欄を御覧ください。

今回は、台風第10号における災害復旧に伴う補正であります。

台風第10号で被災しました椎葉村の間柏原地区ほか3か所の復旧整備を行うものです。

その下の(事項) 県単治山事業費は4,000万円の増額で、台風第10号における災害に伴う「治

山施設計画調査事業の増に伴う補正であります。

最後に、(目) 林業災害復旧費、(事項) 治山施設災害復旧費は1億4,306万2,000円の増額で、事業費の決定に伴う補正であり、日之影町の星山地区ほか4か所の災害復旧を行うものです。

続きまして、議案第23号の追加補正予算についてです。

12ページを御覧ください。

自然環境課の補正額は、左から3列目補正額の欄にありますように、一般会計で16億9,936万2,000円の増額をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3列目にありますように61億9,419万5,000円となります。

補正の主な内容につきまして、御説明いたします。

13ページを御覧ください。

いずれも、国の補正予算に伴うもので、(目) 治山費、(事項) 山地治山事業費につきまして、13億1,685万円の増額をお願いしております。

これは、荒廃山地の復旧整備及び山地災害危険地区において、1の復旧治山事業等により7か所の治山施設の整備等を行うものです。

その下の(事項) 緊急治山事業費は1億8,900万円の増額であります。

これは、10月の豪雨により被災した門川町米の山地区ほか1か所について、緊急に復旧整備を行うものです。

(事項) 盛土防災総合推進費は3,000万円の増額であります。これは、既存盛土の応急対策の必要性や安全性把握調査の優先度評価を実施するものです。

最後に、一番下の(目) 公園費、(事項) 自然公園等整備事業費は1億5,690万3,000円の増額であります。

これは、国立・国定公園内の老朽化した施設等の整備を行うものであり、1の国立公園整備事業等により6か所を計画しております。

○松永森林経営課長 森林経営課の補正予算について御説明いたします。

資料の14ページを御覧ください。

当課の議案第23号、議案第24号に関する補正額は、左から3列目の補正額の欄にありますように、一般会計と特別会計を合わせまして27億1,142万7,000円の増額をお願いしております。

この結果、補正後の額は、右から3列目の補正後の額の欄にありますように、一般会計と特別会計を合わせまして130億8,400万9,000円となります。

補正の主な内容につきまして、御説明いたします。

15ページを御覧ください。

中ほどの(目)造林費の(事項)森林整備事業費につきましては25億4,200万円の増額であり、これは森林所有者等が行う造林、保育などの森林整備を支援するものであります。

その下の(目)林道費の(事項)地方創生道整備推進交付金事業費は2,100万円の増額、その下の(事項)森林環境保全整備事業費は1億4,700万円の増額であり、これは、それぞれ森林整備等に必要な林道整備を前倒しで進め、早期の事業効果の発現を図るものであります。

○内田委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○中野委員 資料4～5ページについてお尋ねします。

繰越明許費について、その理由は、国の予算内示の関係とか、国の補正予算の関係とか、工法の検討等に日時を要したということが主な理由なんですか。当初予算であれば、恐らく、

2月の議会で予算が生まれ、4月1日から着手できるんですよね。我々はいつも早期に工事をしてほしいという要望をしておりますが、この工法というのはいつ頃から検討するんですか。予算をもらうときに、工法をどうするかも含めて予算額を決定してからスタートしているんだと思いますが、そのあたりのことを教えてください。

また、国からの予算の内示が来るのは、そんなに遅いんですか。

○川畑自然環境課長 まず、工法の検討ということですが、年度当初に設計等を行っておりますが、例えば設計を行った後、今年のように台風災害で既設道が被災したりといったことがございまして、新たに工法の検討が必要になったものでございます。

それから、国の予算内示の関係ですが、今回、国の予算内示で遅れているのは、資料4ページでいきますと、一番上の「緊急治山事業」となります。これは、今年6月に被災した施設災害について事業を行うものでございまして、国の予算内示が12月を予定しておりますので、工期が不足するものでございます。

○中野委員 要は、今回補正予算を組めばもう時間的余裕はないと思うんですが、当初予算等に絡むものは、来年度までに執行すればいいという気持ちになったとは思いませんけれども、そうならないように、なるべく年度内に——令和6年度の補正予算は令和6年度中に執行するように、ぜひお願いしておきたいと思います。

次の質問ですが、資料11ページの「松くい虫伐倒駆除事業」について、今回の補正予算が可決された場合に、この事業をいつ開始するのかということと、その駆除する場所を教えてください。

○川畑自然環境課長 「松くい虫伐倒駆除事業」については、既存の事業で約1,800万円ほど予算がございまして、それを実施しているところがございます。

昨年度から被害が大きくなっておりまして、当初予算では足りない分について、今回補正予算をお願いしているところでございます。補正予算が可決されました後、準備を進めまして、早急に駆除に着手したいと考えております。

場所につきましては、被害が多い宮崎市、延岡市、日向市を中心に予算配分したいと考えております。

○中野委員 宮崎県だけでなく、我々が調査した先々でも松くい虫の被害が散見されました。春先には一ツ葉辺りを見ても、春なのに松が紅葉したのかなと思うぐらいあちこちに点在しておりました。

松くい虫というのは、虫だと思えるんですが、この伝染というのはいつ頃するんですか。発見してもそれを放っておけばどんどん広がると思うんですよ。その辺りは、どのような捉え方をされていますか。

○川畑自然環境課長 松くい虫について、実際に枯れる被害の原因になっているのは、マツノザイセンチュウというものでありまして、マツノザイセンチュウが松で繁殖しますと、通水障害が起きて松が枯れます。そのマツノザイセンチュウをほかの松に運ぶのが松くい虫でございまして、春先に松くい虫が飛び立ちます。そのときにマツノザイセンチュウと一緒に媒介して、枯れた松に産卵することで広がっていくこととなっております。今の松くい虫により枯れた松につきましては、マツノマダラカミキリが飛び立つ春先までに伐倒する予定にしております。

それから、春先につきましては、松くい虫が

飛び立ちますので、空中散布、薬剤防除をやって、松を食べたときに死んでしまうというような防除を行っております。

○中野委員 春先にも防除はしているわけですね。それでも止まらなかったから、どんどん広がったということですか。

○川畑自然環境課長 ここ数年、大幅に被害が広がっている原因は分からないんですけども、夏場の高温が長く、秋口にかけてまで高温が続くということが一つ考えられます。通常、マツノザイセンチュウは温度が低くなると活動が収まるんですが、暖かい期間が続くと活動が活発になります。また、松にマツノザイセンチュウが入ったとしても、松の抵抗力があればある程度は松が耐え切れるんですけども、夏場の少雨とか高温とかで松のストレスが大きくなり、やられてしまうということが、今、被害が増えている原因ではないかと推定しているところでございます。

○中野委員 予算が足りなくなったから、この追加の補正予算ということでしたが、毎年、当初予算に松くい虫の駆除の予算は計上してあるんですか。

○川畑自然環境課長 松くい虫の予算は、全体で約1億円ほど予算計上しておりまして、伐倒駆除に関しては2,000万円ほど計上しております。そのほかは薬剤防除等の予算になります。

○中野委員 発生が見られたら、広がらないようにしていただき。あんなにずっと放置されていることを当局は何も感じないのだろうか、直接言いませんでしたけれども、ずっと思っていました。これが毎年繰り返されていますので、予算が足りないのであれば、来年度以降は当初予算をもっとたくさん組んで、発生を確認

したらずぐに駆除してほしいと思うんですよ。広がってからだ、補正予算も幾らでも組まないといけない。幾らつぎ込んでも駆除ができないということにならないように。

例えば、担当課かどうかは分かりませんが、野尻湖のウキクサの外来種を駆除しないといけないということで、補正予算が組まれましたが、いまだにできていません。いつもそこを車で通り、行き帰りで湖面の両サイドが見えますが、補正予算を組む頃はそれほどはなかったけれども、今はもう全面に広がっています。恐らく前回の補正予算で組まれたけれども、足らなかったのではないかなと。最初はほんの1株か2株で、僅かなお金で、人海戦術で済むようなことをしなかったからあんなに広がるんですよ。

松くい虫についても、異変や何か異常が発生したら早期に駆除する、取り除く、そういう作業をしていただくと被害も少なくなり、景観もいいと思うんです。ぜひお願いしたいと思います。

**○日高委員** 松くい虫について、私もお倉ヶ浜を見に行きました。国有林、県有林、市町村管理の松で、お倉ヶ浜では防風林の役割を果たしていると思いますが、県有林の松は相当枯れているので、多分もう抜くしかないですよ。結局1回枯れたら、元に戻るといのはなかなか難しい。1回伐採してそれを燃やすということを聞いて、多分抜いたらほとんどなくなるんじゃないかなと思います。松林がなくなれば、防風林としての役割をほぼ果たせません。毎年予算を組んで、防除事業に当てているんでしょうけれども、同じことを毎年繰り返してやっていくのでしょうか。

伐倒して、もう1回植えないといけないです

よね。苗を植えてもう1回育てないといけないと考えると、それこそ再造林じゃないですけども、循環的にやっていかないと、一旦駄目になってまた植えたって、防風林としての役割は果たせないと思います。来年に向けてとか、その辺の何か抜本的な考えはないんでしょうか。

**○川畑自然環境課長** 松くい虫の被害木につきましては、伐倒して焼却処分いたしますので、委員おっしゃるとおり、被害が多いと空き地ができる形になり、防風機能が低下することが懸念されます。現在やっている取組としましては、例えば日向市のところで県有林であれば、伐倒した後の空き地に抵抗性のある松を新たに植栽しております。そういったことで防風機能を果たすようにやっているところでございます。

また、今後の考え方なんですけれども、今、松の被害が多くなっておりますので、次に何を植えるかというのは、検討しながらやっていかないといけないと思っておりますし、駆除だけではいけないと思っております。そういうのも含めて検討してまいりたいと考えております。

**○日高委員** そのとおりだと思います。抜本的に今後どうしていくのかというのは、いろんな専門家の人たちから話を聞いたり、いろんな対策を打たないといけないと思うんです。抵抗性松がどういう松かは分からないですけども、松くい虫がつきにくい松があれば、そういう松に切り替えていくと。松くい虫も免疫性が出てくるから、人間が攻撃したら、よしこっちのほうに行くぞみたいに、虫も学習すると思います。ここは効かなくなったらこっちだこっちだってやるので、人間はその上を越えないといけないと思います。

私はこの間、一ツ葉を1時間半歩いたけれども、一ツ葉も結構枯れているんですよ。分布

面積を聞いても多分出せないと思うんですけども、現時点で相当厳しい状況なのかなと思っています。当初予算では、少し頭をひねって新規事業としてどうしていくのか、対策をしっかりと上げていただき、優先事業としてやっていただきたいと思っています。

**○脇谷委員** 私も、一ツ葉海岸の近くの住民の方から何人か電話がありまして、あまりにも松が枯れているから、昨年度から伐倒しているけれども、どういう状況かと質問がありました。今おっしゃったように、枯れているところは伐倒して、今後は抵抗性のある松を植えていくということで回答したいと思いますが、できましたらその予算をしっかりと確保していただくようお願いいたします。

**○荒神委員** 関連で、海岸ではない中山間地域についてですけれども、松の木を探すのに大変苦労します。松の木がないような状況であることを、今、心配に思っています。先ほども意見が出たように、やはり抜本的な取組をしないといけないと思います。この宮崎県だけが松林を持っているわけではなく、全国には松で有名なところもあるわけですので、そういう事例など、県外にも目を向けて取り組んでいただければと思います。

**○中野委員** リゾート法ができてシーガイアが誕生しましたよね。あのとき松を切るということで、かなりの反対運動もありました。せっかくの松林をかなりの量切ったので、それを保存すべきだということで反対がありました。あの当時も松くい虫の被害が物すごく増えましたが、当時のシーガイアは、一生懸命になって見事に1本も――松くい虫被害が発生したものをすぐに切ったから見えなかったと思うんですけども、かなりすばらしく松林を守ってきたんです

よね。だから、その精神というか、それをずっと守ってもらえれば……。先ほど荒神委員が、松がなくなってしまうのが大変だと言われましたが、そういう状況にならないようにぜひお願いしたいと思います。

えびの市でも松林が本当になくなりまして、えびの高原の上のほうに、赤松でしょうか、それが残っているぐらいなんです。えびの高原の松もあちこちで枯れておりますが、これは硫黄山の噴火との関係なのか、松くい虫との関係なのか、何か情報か調査結果があれば教えてください。

**○川畑自然環境課長** えびの高原の松が枯れているということは承知しているんですけども、その原因については、私のほうでは把握していないところです。想定なんですけれども、ガスの影響ではないかと考えているところでございます。

**○中野委員** 赤松千本原林というのがあって、あそこの松は立派なものですが、あの辺りも周辺の草木が枯れていますので、せっかく残っている松林ですから、ぜひ守ってほしいなと思います。みやざき新巨樹100選にもある、樹齢400～500年ぐらいの大きな松が本当に僅か残っているんです。ぜひ周辺が枯れている理由も調査されて、松くい虫であれば松くい虫の駆除、そうでなければなぜ枯れているのか、枯れないような方策も含めてよろしくお願いします。

**○日高委員** 資料4ページの繰越明許費補正の「治山施設災害復旧事業」について、工法の検討というのは、原状復旧だけれども、復旧中に災害が発生して、また違うところが壊れて、大きな設計変更をせざるを得なくなったから、繰越しという形になったということよろしいのでしょうか。

○川畑自然環境課長 資料4ページの自然環境課の繰越事業で言いますと、上のほうの「緊急治山事業」というのは、被災した箇所、山崩れの箇所を復旧する事業でございます。それから下の「治山施設災害復旧事業」というのが、治山施設が被災した場合の復旧ですので、委員がおっしゃられるものは下のほうになるかと思っております。

今回、繰越しの理由につきましては、手前の工事用道路がまた被災した関係で、資材搬入等の検討に時間を要したということで、繰越しとなっております。

○日高委員 災害復旧事業の工法の検討とか、決してあることなんですよ。農林水産省もこちらが組んだ設計変更をしっかりと認めて、すぐに判断できるようにしないと、ある程度額が大きくなると半年ぐらい工事が止まりますよね。国土交通省もそうなんでしょうけれども、原状復旧といってもやっぱり時代が変わっているから、もっとこうしたほうが頑丈にもなるとか、当然分かっている話ですよ。なのに原状復旧のみで、また壊れるみたいなこともあるので、そこら辺の設計変更っていうのは、即座に認めて、次は災害があってももう大丈夫だというようなことで、どんどん設計変更でやってください。壊れやすく設計変更するわけではないですから、前回よりももっといい工法ができるし、頑丈な工法もできるので国土強靱化って言われているんですから、その辺はスムーズにやってほしいと思います。もっと言いますと、請負業者が、災害になると何が起こるか分からないからと言って取らないんですよ。これ自体が不調不落の原因にもなるわけで、その辺は公共工事の盲点かなと思います。

建設業者の不調不落も若干絡んでくる問題も

ありますけれども、もう少し柔軟に、設計変更をスピーディーにやるというところを国に要請してもらえないでしょうか。

○松井環境森林部次長(技術担当) 公共事業全般に言える話だと思うんですけども、働き手の不足もあるし、幾ら予算をつけてもなかなか工事が進まないという実情はあると認識しています。それはいろんな要因があり、事務的な部分の遅れというのもその要因の一つにはなっていると思います。昔に比べれば、少しずつ国のほうの手続も改善されてきているとは思いますが、実際に現場で起こっていることとは、まだまだ厳しい状況にあると思いますので、国のほうに、何が起きているのか、何が原因かということ伝えて、改善を促していきたいと考えています。

○内田委員長 ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○吉崎環境森林課長 資料の18ページを御覧ください。

Ⅱ、その他報告事項の「みやぎ県民の住みよい環境の保全等に関する条例の見直し」について、御説明いたします。

1の見直しの方向性を御覧ください。

県では、この条例に基づきまして、平成17年度から県内で一定量以上の温室効果ガスを排出している事業者に対し、温室効果ガス排出量削減計画書及び排出状況報告書の作成報告を義務づけております。

また一方で、国においても地球温暖化対策の推進に関する法律に基づきまして、対象となる

事業者に対して、温室効果ガス排出量の報告を義務づけております。

下側の「県と国の制度の比較」という表を御覧いただきたいと思うのですが、表に記載しておりますとおり、県と国では対象となる事業者及び報告書の内容につきましては、ほぼ重複しております。また、計画書のほうは、国にはなく県が独自に作成を義務づけているという状況がございます。

それでは、見直しの方向性の5行目に戻っていただきまして、このような中、令和3年に地球温暖化対策の推進に関する法律が一部改正されまして、これまで事業者ごとであった公表が、事業所ごとに公表されることとなりました。このことによりまして、例えば県外に本社があり県内に支所とか営業所があるような場合、これまでは本社に結果が集約されて公表されていまして、県内の状況が分からなかったのですが、事業所ごとの公表に変わったことで、県内の支所等の状況が、国の公表内容から把握できるようになりました。このように公表制度の見直しによりまして、国とは別に、県へも報告をしてもらうという必要性が低下をしてきたところであります。

また、民間の事業者からは、国と県で似たような報告が重複しているとの御意見もいただいておりますので、民間事業者の事務負担を軽減する観点からも、県条例に基づいて事業者が義務づけている報告書等を廃止したいと考えております。

19ページを御覧ください。

2に見直しの理由を記載しておりますが、これは先ほど御説明しましたとおりです。

3の今後のスケジュールですが、この12月にパブリック・コメントを実施しまして、その後、

来年2月の定例県議会において条例改正案を提案させていただく予定としております。

○長友循環社会推進課長 資料の20ページを御覧ください。

「宮崎県産業廃棄物税条例の施行状況及び今後の方針等について」を御説明いたします。

1、税の目的と課税継続の検討ですが、産業廃棄物税は、九州各県と共同で、産業廃棄物の廃出抑制、再生利用の促進、適正な処理の推進を図る施策の費用に充てるため、平成17年度から産業廃棄物税条例を施行し導入しており、これまで5年ごとに廃出抑制等の効果を検証した上で課税を継続してきたところです。前回検討から5年にあたる令和6年度も同様に検討を行いましたので、御報告いたします。

なお、この税の概要は、下段の参考図にあるとおりでして、産業廃棄物の最終処分及び焼却処理に対して課税し、廃出抑制やリサイクルへ誘導する仕組みとなっております。

21ページを御覧ください。

2、税収の状況です。

焼却処理については、制度創設以来3,500万円前後で推移してきましたが、令和3年度から増加傾向にあります。

また、最終処分については、平成20年度の2億5,200万円余をピークに減少に転じた後、平成28年度以降、増加傾向となっております。

22ページを御覧ください。

3、税収の使途についてです。

使途は、条例で、産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進、適正な処理の推進を図る施策の費用に充てるとされており、令和6年度は、(1)及び(2)に挙げている事業など、40事業に約3億6,000万円を充当しております。

23ページを御覧ください。

4、税導入後の効果についてです。

まず、(1)産業廃棄物の処理状況については、グラフにありますように、税導入後、棒グラフの高さで示す排出量は増加傾向にあります。青い斜線で示す再生利用量と、緑の折れ線グラフで示す再生利用率も、平成28～30年度に一旦減少したものの、増加傾向にあります。

一方で、青色で示す最終処分量と、青色の折れ線グラフで示す最終処分量率は、平成28～29年度に一時増加に転じたものの、おおむね減少傾向にあり、課税により一定の効果が出ていると考えております。

24ページを御覧ください。

(2)不法投棄の件数については、平成19年度の118件をピークに減少傾向にあり、令和4年度には過去最少の4件となりました。産業廃棄物税を財源とする監視指導の充実や、各種啓発等による一定の成果があったものと考えております。

25ページを御覧ください。

(3)の排出事業者の意識については、県内の事業者を対象に調査を実施しましたが、左下のグラフのとおり、8割以上の事業者から排出抑制等の取組をしているとの回答が得られました。

一方で、右下のグラフにありますように、税導入の事実を全く知らないと回答した事業者もまだ存在するため、引き続き、排出事業者に対する啓発等が必要と考えております。

26ページを御覧ください。

以上のような税の効果や課題を踏まえての5、今後の方針でございます。

(1)九州各県の見直しの方向性ですが、広域的導入により一定の成果を上げており、今後も継続していく必要があるとの考えから、課税

要件等の見直しは行わず、現行制度のままが望ましいとの方向性が協議の場で示されました。

次に、(2)にありますとおり、関係団体との意見交換においても税の活用方法について様々な要望はありましたが、課税の継続について御理解をいただいたところです。

これらの状況を踏まえた(3)検討結果ですが、再生利用量の増加や適正処理の推進などの一定の成果は見られますが、さらなる再生利用率の向上と事業者への啓発等が必要であるため、今後も課税を継続したいと考えております。

なお、今回同様、5年後に再度効果を検証することとします。

最後に、6、今後のスケジュールですが、2月定例会におきまして、条例を所管する総務部から条例改正案が提出される予定であります。

**○川畑自然環境課長** 資料の27ページを御覧ください。

「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

この条例改正については、商工建設常任委員会において審議をお願いしているもので、その内容について説明させていただきます。

まず、1の改正の理由につきましては、来年5月から、宅地造成及び特定盛土等規制法、通称「盛土規制法」の運用を開始することに伴い、必要となる手数料の額を定めるものであります。

資料の28ページをお願いいたします。

左側の図面は規制区域を示しております。

ここで、今年7～8月にかけて行いました盛土規制法の規制区域に関するパブリックコメントについて、2件の意見をいただきましたので御報告いたします。

意見の内容は、県内のほぼ全域を指定する区域の考え方は妥当であると評価するもの、建設

発生土の有効活用の取組の必要性に関する意見であり、いずれも区域の見直しを求める意見ではありませんでした。

右側の盛土規制法の概要、許可が必要となる盛土の規模等につきましては、6月の常任委員会で説明したものと重複いたしますので後ほど御覧ください。

27ページにお戻りください。

2の改正の内容ですが、規制区域の指定以降、県が担うことになる許可等の事務について、手数料を新たに設定するものです。

(1) 工事の許可申請手数料は、工事の着手前に県に申請する際に、(2) 中間検査申請手数料は、例えば、暗渠排水施設の設置など、工事完了後に確認困難となる工種について、工事期間中に中間検査を申請する際に、(3) 計画変更許可申請手数料は、許可後に計画変更申請を行う際に必要となるものです。

手数料については後ほど説明いたします。

3の施行期日は、規制区域指定の日と同日の令和7年5月1日で、この日から盛土規制法が運用開始となります。

4のスケジュールについてですが、今月、規制区域の指定の工事と本条例の公布を行った後、来年1月からは盛土規制法の円滑な運用を図るため、法律の周知・啓発に一層力を入れてまいります。5月1日から規制開始・改正手数料条例施行となります。

29ページを御覧ください。

こちらに、手数料の一覧表をお示ししております。

盛土の面積に応じて手数料を設定しており、例1の盛土や切土の面積が1万5,000平方メートルの工事の許可を申請する場合、一覧表の面積1万平方メートル超2万平方メートル以内に当

てはめ、手数料は盛土・切土の15万円となります。

例2、例3も同様に、面積に応じた手数料が必要となります。

次に、30ページを御覧ください。

計画変更許可申請手数料につきましては、上段の表のア～ウの合計で算定いたします。

例4の場合、まず、アの工事の設計変更については、変更前に1万5,000平方メートルの盛土を計画していたところで、擁壁の設置等に伴いまして設計変更を行いますと、1万5,000平方メートル分の許可手数料、15万円の10分の1の1万5,000円となります。

次に、イの新たな土地の編入に伴う変更については、前のページの一覧表より、増える面積4,000平方メートルに相当する手数料、7万2,000円となります。

ウのその他の変更については、例えば、アやイの変更に伴う資金計画書の変更などが必要になると1万円となり、これらを合計して手数料は9万7,000円となります。

○内田委員長 執行部の説明が終了しました。その他報告事項について質疑はありませんか。

○中野委員 資料24ページについて、産業廃棄物税を財源にして監視体制が充実し、その結果、不法投棄件数が令和5年は6件、令和4年が4件、令和3年が7件ということで、前からすると大分減って、いい結果が出たと非常に評価はしております。

しかし、過去からずっと産業廃棄物の不法投棄が常態化している状況です。これについては、よく報告がくることもあれば、全く報告がないこともあります。えびの市にもそういう案件があるから、それなりに注視しており、どうなったかはいつも知りたいのだけれども、担当によっ

てその報告のあるなしがあるのはいかがなものかなと思っております。苦言を呈しておきます。

○日高委員 記憶が薄いですが、一般質問で、何年後かに太陽光パネルの廃棄がどんどん出てくるといって質問があって、部長が答弁していたと記憶しています。

特に宮崎県は山など、太陽光パネルがかなり大規模にあると思うんですけども、宮崎県の産業廃棄物に対するリサイクル量や率は、他県に比べてあまり高くないと思います。産業廃棄物を県内に入れていないわけですから当然です。

太陽光パネルの廃棄時期になったときに、リサイクルが追いつかないという部分が出てくると、県内で処理できないから県外へということにもなりかねないです。

そこは宮崎県の弱みだと思うんですけども、リサイクルを担う企業とかが少ないです。そのような企業を育成することも重要な気がするんですが、そのあたりについてはどう考えていますか。

○長友循環社会推進課長 リサイクル業者の育成は大変重要だと考えておまして、リサイクルが進めば産業廃棄物の最終処分量も減りますし、二酸化炭素の排出とか、そういったところでも貢献があると思っております。この宮崎県産業廃棄物税条例もリサイクル業者の推進とか排出抑制を目的につくられたもので、リサイクルに誘導していこうということで、焼却処理とか最終処分に課税しているものであります。この税を財源に、委員がおっしゃったようなリサイクル業者の育成とか県民の普及啓発の事業をやっておりますので、引き続きこの取組を進めていきたいと考えています。

○日高委員 資料22ページに「企業に対するリサイクル関連の新事業創出に向けた研究費用の

補助」とあり、それなりにそこら辺も考えておられるということだろうなと思っております。

産業廃棄物と災害廃棄物というものは違うという部分もあるんですけども、将来的には南海トラフ地震とかがあった場合に、他県に比べたら宮崎県は、相当な量の災害ごみとかが打ち上げられるだろうなと思っています。

その辺も含めて、各県で協定を結んでいるとは思いますが、後方支援とかで協定がどこまで生かせるかというところ、多分、他県も最終処分場がいっぱいになれば、なかなか受け入れづらい部分も正直出てくると思います。

各県とのバランスをしっかりと取りながら、今後、他県からのそういった産業廃棄物を受け入れるにしても、し尿処理や家畜排せつ物とか、そういうものもあつたりする。

リサイクルと資源化という部分でも、今後いろんな形で考えていきながら、本当の実のあるバランスを取ってもらいたい。文書の取り決めだけじゃなくて、本当に量的にできるのか。最終処分の穴はどのぐらいあるのかということも当然、出てくるわけです。

福島県は今、海洋投棄しています。そこまで考えないといけない部分も出てくる。その辺は将来的に考えてもらいたい。

当然、税は取るべきで、もっと取っていいかとも思うんですけども、その辺は念頭に考えて進めていってもらいたいと思います。

○脇谷委員 関連で、資料25ページの右側の「産業廃棄物税の導入の事実を知っているか」というグラフについて、平成30年と令和5年を見ると、「名称は知っているが内容は分からない」と「全く知らない」は、どちらかというところ令和5年のほうが多くなっています。

平成30年も令和5年も、どちらにしても4割

以上は知らないということなんです、これをどう見ればいいのか分かりません。納税をしていないのか、それとも納税はしているが、排出抑制や再生利用の促進を目的とした事業などに税が使われているということを知らないのか。そこを教えてくださいたいです。

**○長友循環社会推進課長** このグラフは、処理業者ではなくて排出事業者へのアンケート結果となります。要因の分析はなかなかできていないんですけれども、今、委員がおっしゃったように、税は納めているけれども制度自体をあまり把握していないところと、リサイクルとか有価物の出荷があって、税自体を納めていないところの2通りがあるのではないかと考えております。

ただ、我々の制度周知の取組がまだまだ十分でないところがあると思いますので、引き続き、取組を強化していきたいと考えております。

あと、参考までに、アンケートの自由記載欄から伺えるものとしまして、いまだに「廃棄物の処理業者に任せているので詳細は分からない」というコメントがよくあります。廃棄物処理法上、排出事業者に責任があると明確化されておりますので、排出事業者のその意識の浸透がまだ十分ではないのだらうと考えております。

排出事業者の団体からも、排出事業者への周知の徹底を要望いただいているところですので、県としましては、これまでホームページへの掲載とか排出事業者講習会等をやっておりますけれども、この取組を強化するというので、来週、産廃税に関する新聞広告を出したりとか、パンフレットをつくったりとかしていきたいと考えております。

**○脇谷委員** 納税は、ほぼ全部の企業がしているということではないのでしょうか。

**○長友循環社会推進課長** この産業廃棄物税については、徴収率が100%ということ税サイドのほうから伺っております。

**○脇谷委員** 税は納めているが、不法投棄件数と比例しているということも、少し意味が分からないです。

つまり、税を納めているのに不法投棄をする必要があるのかというところが分からないんです。税を納めているから、しっかりと産廃業者がやればいだけの話であり、全然違うところからの不法投棄になるのであれば、納税とその不法投棄の関連性というのはいないんじゃないかと思っていますということなんです。

**○長友循環社会推進課長** 資料の20ページを御覧ください。

ここの図にありますように、この産業廃棄物税は、排出事業者から中間処理業者、それから一番下の最終処分業者に処理をしてもらうときに、この最終処分業者が特別徴収義務者として税を徴収するということとなります。

ですから、この適正な流れに乗れば、税を納めるということになるんですけれども、この流れによらず、不法に投棄したりとかといったものについては税は払われていないということになっております。

ですので、先ほど徴収率100%と説明しましたけれども、その流れに乗っていない不法投棄された部分は、税として県に入っていないということになります。

**○脇谷委員** 分かりました。平成30年から令和5年にかけての産業廃棄物税の導入の事実を知っているかというところが、よくはなっていないということも含めれば、やはり周知していただきたいという思いです。

**○日高委員** 盛土規制法について、例えばこの

手数料は、申請があり許可をした業者に対してのものですよね。この法の施行前に既に造成され、いわゆる危険な盛土造成をしているところもあるかと思いますが、その調査というのは、この法の施行後に公共3部でやっていくという形でよろしいのでしょうか。

**○川畑自然環境課長** 既設盛土の調査につきましては、既に着手しております、県内に6,000か所ほどの盛土があると把握しております。

詳細な調査につきましては、先ほど補正予算でお願いいたしました、資料13ページの盛土防災総合推進費にて、今年の補正から調査をしているところでございます。

今回また補正により、追加で実施することとしておりまして、先ほど言いました6,000か所のうち、災害危険地区とかそういった住宅地の重要なところから先行して調査しており、順次行っていくこととしております。

**○日高委員** そこも例えば、まず指導を行って、危険な盛土だからもう1回、埋め戻しをしないとか、そういった指導をすると思うんですけども、そのときにも手数料は取れるのでしょうか。

**○川畑自然環境課長** 今回の手数料は新たな許可申請に伴うものでございますので、既設盛土に関しては、もしそういった危険な箇所があれば指導・是正をしていくことになるかと思いません。

**○日高委員** 既存の盛土は手数料を取らず、指導をして、どうもならないときには罰則規定とか、いろんな段階に応じて勧告していくということですね。

横並びにそろえるとなると、既存のものも手数料を取っていいのかなという気がします。そこは、もう1回、届出を出し直さないといけな

いでしょう。6,000か所の既存の盛土で、特にどうしようもないところは、もう1回申請を出してもらわないといけないと思います。罰則規定があるから、そんな甘いことをやっていたら「既存盛土の俺たちは関係ない。今後、これからの話だ」ということにならないですか。

**○川畑自然環境課長** 委員の御指摘のようなことも今後、想定されるかと思しますので、そこにあたりましてはまた検討していきたいと思っております。

今回の条例は、新しく申請するものについての条例になるかと思えます。

また、現在施工中のところにつきましては、新たに届出を出してやるということになっておりますので、そういったところでいろいろ把握ができると思いますので、適切な指導を行っていきたくて考えております。

**○日高委員** しっかりとその辺の指導をやって、変更届出を出させるならしっかりと出させて、立入検査もしっかりとやっていく形をつくっていかないといけないと思います。そうなったときに、いろいろな法律的な弊害も出てくると思います。

法律に詳しいところもある程度、固めておかないと、そういう違法性があるところは難癖つけて、敷地に勝手に入ってきたらどうのこうのとか、いろんなことをやってきます。本当に悪質なところも結構あると思うんです。

その辺は警察とも連携を取りながら、しっかりとやっていったほうが職員にとってもいいと思うんです。

そこもしっかりとまとめながら、このことは安全に進めていくということをお願いしたいと思えます。

**○中野委員** これは、民間がやることを規制す

る法律なんですか。公共的な、行政的な事業は、該当しないのでしょうか。

○川畑自然環境課長 基本的には民間事業者が申請するものが多くなるかと思っております。

公共事業につきましては法律で除外されておりました、設計書とか協議という形で承認するという制度になっております。

ただし、市町村が行う事業につきましては一部、許可が必要なものがございます。

○内田委員長 それでは、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、以上をもって環境森林部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時13分休憩

---

午前11時20分再開

○内田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○殿所農政水産部長 説明に入ります前に、まず、お礼を申し上げます。

10月に開催されました第65回宮崎県畜産共進会に、議長、副議長をはじめ、当委員会からは、内田委員長、委員の皆様にご出席いただきました。ありがとうございました。

今年の大会は、若い世代が数多く入賞するなど活躍が目立ち、将来に向けて希望の持てる大会となったところでございます。

また、令和9年度に北海道で開催される第13回全国和牛能力共進会に向けての機運醸成にもつながったものと考えております。

次に、高病原性鳥インフルエンザの発生についてでございます。

12月3日に川南町の養鶏場において、疑似患者が確認されました。国に加え、JAグループ、県建設業協会、川南町をはじめとする多くの団体・企業等の御協力をいただき、本日中に全ての防疫措置を完了する予定であります。

詳細につきましては、後ほど担当課長から御報告いたしますが、引き続き、徹底した防疫措置による蔓延防止と関係団体等と緊密に連携した農場へのウイルス侵入防止対策のさらなる強化を図ってまいります。

それでは、当委員会に御審議をお願いしている議案等について、御説明いたします。

常任委員会資料2ページの目次を御覧ください。

本日は、予算議案2件、特別議案2件、報告事項1件、その他報告事項1件の御審議をお願いしております。

予算議案は、議案第1号「令和6年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)」と、12月3日に追加上程しました議案第23号「令和6年度宮崎県一般会計補正予算(第8号)」の2議案でございます。

特別議案は、議案第8号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第11号「工事請負契約の変更について」の2議案であります。

報告事項は、損害賠償額を定めたことについて、報告するものであります。

その他報告事項は、使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。こちらは環境森林部と内容が重複しているため、説明は省略いたします。

また、目次にはございませんが、机上配付さ

せていただいております県内の養鶏農場における高病原性鳥インフルエンザの発生状況及び防疫措置について、御説明いたします。

3ページを御覧ください。

Iの予算議案についてであります。

今回の補正予算については、一般会計の補正のみで、表の令和6年度の補正額の欄の上から2番目にありますとおり、議案第1号で、3億710万8,000円、議案第23号で、46億5,495万6,000円の増額をお願いしております。

この結果、特別会計と合わせた農政水産部全体の補正後の額は、その4つ右側の欄の補正後の額の一番上にありますとおり484億9,293万2,000円となります。

4ページを御覧ください。

議案第1号の繰越明許費の追加についてであります。

「公共農地海岸保全事業」について、関係機関との調整に日時を要したことの理由により1,000万円の追加をお願いするものであります。

5ページを御覧ください。

同じく議案第1号の繰越明許費の変更についてであります。

「公共農村総合整備対策事業」ほか3事業について、用地交渉等に日時を要したこと等の理由により16億4,760万円から27億303万9,000円への変更をお願いするものであります。

6ページを御覧ください。

「県営ため池等整備事業」について、債務負担行為の追加をお願いするものであります。

7ページを御覧ください。

議案第23号の繰越明許費の追加についてであります。

「盛土防災総合推進事業」について、国の補

正予算の関係等により、工期が不足することの理由により3,000万円の追加をお願いするものであります。

8ページを御覧ください。

同じく、議案第23号の繰越明許費の変更についてであります。

「公共農村総合整備対策事業」ほか4事業について、国の補正予算の関係等により、工期が不足すること等の理由により27億9,133万9,000円から69億1,342万8,000円への変更をお願いするものであります。

9ページからは、今回の11月補正事業の説明資料になります。

詳細につきましては、この後、担当課長から説明いたします。

**○内田委員長** 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

**○原田農政企画課長** 常任委員会資料の9ページを御覧ください。

議案第23号のうち、人件費に係る補正予算につきまして、農政水産部全体を一括して御説明させていただきます。

こちらは、人件費を各課別に取り出して記載したものでございまして、太枠囲いになっております補正額は、人事委員会勧告に基づきます職員の給与改定等に伴う人件費の所要額を計上しています。

主な補正の内容は、毎月の給与が平均2.81%の引上げ、ボーナスである勤勉手当が年間で0.1月分の引上げとなります。

今回の補正では、会計年度任用職員の給与改定分につきましても所要額を増額するもので、太枠の一番下に記載してありますとおり、一般の

職員と会計年度任用職員を合わせた農政水産部の人件費の補正額は3億3,196万2,000円となります。

**○戸高農業普及技術課長** 常任委員会資料の14ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで554万7,000円の増額をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄にありますとおり38億3,027万4,000円となります。

15ページを御覧ください。

まず、歳出予算説明資料での説明に当たりましては、左から3番目の欄の「事項名」で説明させていただきます。

また、「事項」の詳細を説明する場合は、右から2番目の「説明及び事業名」の欄を用いさせていただきますが、この欄については、「説明欄」と省略して説明させていただきます。

なお、この後、各課におきましても、同様の説明とさせていただきます。

それでは、内容について説明いたします。

(事項) 農産物高品位生産指導対策費の説明欄1の(1)「持続可能なみやざきグリーン農業構築事業」554万7,000円であります。

本事業は、国のみどりの食料システム戦略に対応し、環境にやさしい持続可能な農業を推進する事業で、新たに有機農業を開始する農業者への支援に要する経費等について、国庫補助決定に伴う増額をお願いするものです。

**○白石農産園芸課長** 資料18ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで637万7,000円をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3列目の欄のとおり、19億3,978万8,000円となります。

内容については、19ページを御覧ください。

(事項) 強い産地づくり対策事業費の説明欄1、新規事業「施設園芸営農再開緊急支援事業」です。

20ページを御覧ください。

本事業は、令和6年台風第10号に伴う竜巻・突風により、甚大な被害を受けた施設園芸農業者に対し、支援するものです。

21ページを御覧ください。

図の左側にありますとおり、今回の竜巻・突風は、局地的ではあったものの、複数箇所で、過去に例のない威力で発生いたしました。本県の主力品目である、キュウリ・ピーマン等で甚大な被害が発生しました。

左下にありますとおり、ハウス本体や暖房機等の附帯施設の復旧は、園芸施設共済等での対応がありますことから、本事業では、園芸施設共済等では対象とならないエスター線や防虫ネットといった諸資材等の購入経費を対象とし、被害が発生した市町と連携して支援することで、速やかな営農の再開につなげてまいります。

事業期間は、令和6年度単年度を予定しております。

**○坂元家畜防疫対策課長** 資料26ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで1,196万5,000円をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり、10億2,449万円となります。

内容について、御説明いたします。

27ページを御覧ください。

(事項) 家畜衛生技術指導事業費の説明欄1、「ひなたの獣医師確保修学資金給付事業」で1,196万5,000円です。

本事業は、大学卒業後に宮崎県獣医師として

従事することを希望する獣医学生等に修学資金を給付し、確実な人材確保・育成を図るものがあります。

今年度からの新たな取組として、県職員獣医師における初任給調整手当の全国最高額への引上げ、修学資金の対象学年の拡充、高校生等を対象とした修学資金となる地域枠の創設など、獣医師確保に係る取組を強化したことにより、修学資金の応募が例年より多く、当初の予算額を上回る見込みとなったため、これに対応すべく、今回増額補正を行うものであります。

**○上村農村整備課長** 資料32ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで38億2,832万8,000円をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり171億774万6,000円となります。

主な内容につきまして御説明いたします。

33ページを御覧ください。

上から2段目の(事項)公共農村総合整備対策費において、中山間地域の農業生産基盤及び農村環境基盤などの整備をするため4億9,719万4,000円を計上しております。

一番下の(事項)公共土地改良事業費において、畑地かんがい施設などの整備をするため23億9,485万円を計上しております。

34ページを御覧ください。

上から2段目の(事項)公共農地防災事業費において、防災重点農業用ため池などの整備をするため9億495万円を計上しております。

これらは国の補正予算に伴う補正によるものであり、令和7年度実施予定事業を前倒しして国に要望しておりますので、早期執行に努めてまいりたいと考えております。

**○梶原担い手農地対策課長** 資料35ページを御

覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで、5,330万6,000円をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり、32億3,390万7,000円となります。

主な内容について御説明いたします。

36ページをお願いいたします。

最後の(事項)盛土防災総合推進事業費で3,000万円でございます。

これは、盛土規制法に基づく既存盛土等の基礎調査の実施や、盛土規制法に関わる申請書類の受付や審査、盛土情報の管理等を行うシステムの構築のため、国の補正予算に伴い増額するものでございます。

**○西田水産政策課長** 資料37ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計で5,521万9,000円をお願いしております。

この結果、補正後の一般会計の予算額は、右から3番目の欄にありますとおり15億6,729万4,000円、特別会計を合わせた全体の予算額は18億319万7,000円となります。

内容について、説明いたします。

38ページを御覧ください。

(事項)地域漁業経営改革対策費の説明欄1、「漁業経営継続緊急支援事業」です。

詳細は、次の資料で説明いたします。

39ページを御覧ください。

補正予算額は5,521万9,000円で、補正後の予算額は5,655万3,000円です。

本事業は、補正予算により、台風第10号に伴う竜巻・突風、及び赤潮の被災漁業者に対し、種苗導入や施設復旧に要する掛かり増し経費を支援することにより、被災漁業者の経営継続を図るものです。

40ページを御覧ください。

まず、①の漁業経営継続支援では、本年7～8月におきまして、延岡市北浦町で発生した赤潮と、宮崎市佐土原町から新富町にかけて発生した竜巻・突風により、過去に例のない規模の被害となった養殖カンパチと養殖ウナギについて、再度購入が必要となる養殖用種苗の導入経費を支援します。

次に、②の養殖業施設復旧支援では、宮崎市佐土原町から新富町にかけて発生した竜巻・突風による、ウナギを養殖するビニールハウスの倒壊などの陸上養殖施設の復旧や機械を更新する経費を支援します。

これらの取組により、台風第10号に伴う竜巻・突風、及び赤潮により、大きな被害を受けた漁業者の速やかな経営の再開を図ってまいります。

事業期間は、今年度限りを予定しております。

**○安田漁業管理課長** 資料43ページを御覧ください。

当該の補正予算額は、一般会計のみで2億2,800万円をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり、41億4,852万円となります。

内容について、御説明いたします。

44ページを御覧ください。

1番目の(事項)公共海岸保全漁港事業費で5,750万円です。

本事業は、国からの補助を受け、海岸保全区域内に漂着した流木等の処理を行うものであります。

台風第10号によって、北は都農町から南は日南市に至る5か所の漁港海岸に流木等が漂着したことに伴い、処理費用の増額を行うものであります。

次の(事項)漁港災害復旧事業費1億7,050万円です。

本事業は、台風等により被災した漁港の災害復旧を図るための経費であります。

台風第10号によって、8月の日向灘地震で受けた漁港の被災箇所が拡大したことや、門川漁港や新富町の富田漁港海岸に流木等が漂着したことから、災害復旧費や調査測量費などの増額を行うものであります。

続きまして、45ページを御覧ください。

追加補正でございます。

補正額は、一般会計のみで5億596万2,000円をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり46億5,448万2,000円となります。

主な内容について、御説明いたします。

46ページを御覧ください。

中ほどの(事項)水産基盤(漁港)整備事業費において、防波堤や岸壁の改良などを行うため4億3,000万円を計上しております。

次の(事項)公共海岸保全漁港事業費において、漁港区域内の海岸に護岸などを整備するため6,600万円を計上しております。

これらは国の補正予算に伴う補正によるものであり、令和7年度実施予定事業を前倒しして国に要望しておりますので、早期発注に努めてまいりたいと考えております。

**○梶原担い手農地対策課長** 資料47ページを御覧ください。

議案第8号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の理由は、農地法に基づく知事の権限に属する事務の一部について、取扱いを希望する高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町の3町に権

限を移譲するため、所要の改正を行うものでございます。

2の改正の内容は、次に記載しております①～③の事務を権限移譲する市町村に、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町を追加するものでございます。

①は、4ヘクタール以下の農地を農地以外に転用する場合の許可等、②は、農地等の賃貸借の解約等を行う場合の許可等、③は、許可権者による立入調査等、農業委員会等からの報告の徴取、違反転用に対する処分等であります。

農地法の事務については、現在、宮崎市、都城市及び西米良村に権限移譲を行っているところでございますけれども、今回、西米良村と同じ事務を、新たに高千穂町、日之影町及び五ヶ瀬町に移譲するものでございます。

3の施行期日につきましては、令和7年4月1日を予定してございます。

**○那須漁港漁場整備室長** 資料48ページを御覧ください。

議案第11号「工事請負契約の変更について」であります。

対象は、北浦漁港衛生管理型荷捌き所建設主体工事です。

今回が最終の変更になります。

契約金額は、3のとおり、現在が7億391万3,292円、変更8億3,283万2,017円、増額が1億2,891万8,725円です。

工期は、令和7年2月16日までです。

4、変更理由は、後ほど説明します。

49ページを御覧ください。

右上の断面図のとおり、荷捌き所は、基礎ぐいと地中ばりで支えられます。

赤点線は、変更理由に係る地盤中に転石を確認した箇所です。転石とは、ところどころに点

在する大きな石のことです。右下の写真が現在の状況です。

今後、床の工事や鳥の侵入を防ぐネット工事などを行います。

50ページを御覧ください。

変更理由、(1)基礎杭の転石部掘削の追加を説明します。

くい工事の着手前、試掘調査で、写真の70センチメートル台をはじめ、転石を確認したため、右の対策の1)のように、その層を掘削機で掘る必要が生じたものです。その後、当初の計画どおり、くい打ち機で穴を掘って、くいを立て込みます。

設計時点で40センチメートル程度の石を把握しており、これであれば、くい打ち機で工事できますが、大きな転石により、後ろ側の列のくいで先行掘削が必要になりました。

次に、(2)地下水対策の追加です。

事前に地下水の存在は把握していましたが、試掘調査で、背後の山から水が流れ込むのが分かり、対策の図のように、地中ばりの後ろ半分を施工するときに排水工事が必要になりました。

このように地盤の状況に応じた追加工事が必要となるなどして工事請負金額を変更するものであります。

**○内田委員長** それでは、執行部の説明が終了しました。

議案について、質疑はありますか。

**○中野委員** 台風第10号による被害、そこから緊急支援対策をとということで予算が組まれました。

漁業者においては、全ての経営体が令和7年を目指して成果があるというように書いてありますが、漁業は、みんな再開するんだと思うんです。

資料20ページの「施設園芸営農再開緊急支援事業」の成果指標を見ると、令和6年度100%と書いてありますが、現状は何も書いていないんですよね。

説明に、「再建意向のある農家のうち」と書いてありますが、今回こういうハウス等の大きな被害を受けて、園芸を諦めたと、継続しないという人は何件かあったと見受けられるんですが、その数を教えてください。

○白石農産園芸課長 御指摘のとおりでございます。今回の被害を受けて離農を検討している方が2件いらっしゃいます。1件は、年齢もあり、離農を検討しているという方、もう1件は、施設園芸を終了し、露地作物のほうに注力したいという方で、営農は続けるということでございます。それも含めまして、2件ということでございます。

○中野委員 資料の20ページでは、園芸施設共済の対象とならない分について、補助率4分の1以内ということですが、本人の手出しは幾らかかるんですか。

○白石農産園芸課長 県のほうで、4分の1支援をさせていただきます。あわせて、市町が同様に4分の1を支援されますので、補助率で言いますと、残りの2分の1が農業者の負担分ということになります。

○中野委員 資料39ページの「漁業経営継続緊急支援事業」のほうは、個人の負担というのはあるんですか。

○西田水産政策課長 漁業も同様に、種苗の支援に関しましては、県が4分の1、市町が4分の1を支援していただきまして、漁業者負担は2分の1ということになります。

施設復旧に関しましては、県が10分の1、市町が同じく10分の1で、5分の4が被災された

漁業者の方の負担ということになってございます。

○中野委員 農業のほうの話に戻りますが、せっかく共済制度があるのに、共済では満額は補助されないのでしょうか。

○西田水産政策課長 漁業に関しましては、養殖用種苗も共済の枠組みがございまして、その契約率、加入割合によって補填される割合が異なりますが、共済によって損害がカバーされるという部分はございます。それ以外の部分を農業と同様の考え方で支援するというふうにしております。

○白石農産園芸課長 農業のほうの支援の考え方は、今回、園芸施設共済で対象となるものがハウス本体の附属施設に関わるものでございまして、これは施設園芸共済の特約に加入すれば、被害を受けたものがほぼ対象となります。

今回の支援につきましては、これ以外のところを考えておりまして、積算の考え方で申しますと、例えばキュウリを10アール作ってれば、この諸資材を新たに購入するとすると、49万3,000円ほどが新たにかかるということになりますので、10アール当たり49万3,000円の4分の1を県、4分の1を市町、残りの2分の1が農業者のほうで、それぞれ負担をし合って、購入していただくというような考え方でございます。

○中野委員 いろんな災害で被害があって、そのまま農業を諦めるという人も、過去何件か見受けられましたけれども、この施設園芸をされている人で、共済には入っていないという人がいるもんですか。

○原田農政企画課長 園芸施設共済の加入率につきましては、約88%となっております。

○中野委員 残りの1割ぐらいの人は、こういう災害に遭えば、諦めるかもしれないから、み

んなが入るような指導というのは何かできないものですか。

○原田農政企画課長 災害等のリスクを事前に軽減するという意味で、農業の共済だったり、収入保険という制度がございます。こちらの加入促進については、県のほうも、NOSA I 宮崎と一緒にやっていてるところでございます。

○日高委員 特別議案の議案第8号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」について、「農地法に基づく知事の権限に属する事務の一部について、取扱いを希望する高千穂町、日之影町及び五ヶ瀬町に権限移譲するため、所要の改正を行うもの」とありますが、これは何か背景というのはあるんですか。この時期に、この3町に移譲するというのは、3町の意見とか、そういうのがいろいろあつてから、こういった改正をするのか、その背景について全然説明がなかったの、教えてください。

○梶原担い手農地対策課長 権限移譲につきましては、住民サービスの利便性の向上ですとか、事務処理の効率化という観点から、取扱いを希望する市町村に積極的に権限を移譲していくという方針で動いております。

県のほうで、権限を移譲したほうが望ましい事務というものを提示しておりまして、その提示の説明を踏まえ、各市町村に説明を行った結果、今回、この3町がこの農地法の事務について取扱いを受けたいというような希望があり、今回、条例改正をするものでございます。

○日高委員 それは分かるんですよ。背景が何かあるのかなと。

○梶原担い手農地対策課長 具体的なメリットとしては、転用の事務が速やかに進むというよ

うなところかなと思っております。

○日高委員 農地転用ですから、国の権限って非常に大きいと思います。4ヘクタール以下は、この3町に委ねるんでしょうか。

○梶原担い手農地対策課長 4ヘクタール以下については国の関与はありません。国が基準を示しておりますけれども、具体的な判断というのは許可権者である、この場合は町が判断するということになります。

一方で、4ヘクタール超の転用案件につきましては、国への協議が必要ということになっております。

○日高委員 分かりました。4ヘクタール以下のもので、国の事務移譲ということでしょうけれども、向こうは西臼杵支庁があるから、うまくやるでしょう。

農地を農地以外に転用するというので、農地を建物とかにも移譲できるという話ですので、いいものもあれば、悪いものもあるという、その判断というのは、なかなか町単位では難しいと思います。

4ヘクタール以下とは言いますが、違反転用に対する処分等罰則規定もあつたりするわけですので、なかなか町長の責任も大きいと思いますが、首長の負担というのはそんなにないんでしょうか。

○梶原担い手農地対策課長 市町村においても、事務の処理が適切に処理されるように、県としましても、人的な支援、それから金銭的な支援を行っているというところがございます。具体的には、もちろん事務の引継ぎはきちんと行うということに加えて、担当者への研修会の実施ですとか、マニュアルの提供、そういったことで、事務が適切に処理されるように支援していきたいと考えております。

○内田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○西田水産政策課長 常任委員会資料の51ページを御覧ください。

損害賠償額を定めたことについて、1件の専決処分を行いましたので、報告いたします。

事案は、公用車による交通事故であります。

令和6年7月16日、都城市大王町2街区2大王街区公園東側先路上に停車していたところ、後方に停車中の車が発進するのを確認したため、車両を前進した際、車両前方が相手方の所有するチェーンポールに当たり、一部を損傷させたものです。

原因は、十分な周囲の安全確認を怠ったことによるものです。

損害賠償額は14万9,600円でありますが、県が加入する保険から全額支払われております。

交通安全につきましては、機会あるごとに職員の意識高揚に努めておりますが、今後とも一層の徹底が図られるよう、再発防止に向けまして、厳しく指導してまいります。

○内田委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○坂元家畜防疫対策課長 配付資料を御覧ください。

県内の養鶏農場における高病原性鳥インフル

エンザの発生状況及び防疫措置についてであります。

1の農場の概要ですが、発生は、川南町の肉用鶏約3万4,500羽を飼養する農場であります。

2の経過ですが、12月2日13時40分、農場から宮崎家畜保健衛生所へ死亡鶏が増加した旨の通報があったため、宮崎家畜保健衛生所が立ち入りし、15時10分に簡易検査で陽性を確認しました。

17時に、宮崎家畜保健衛生所での簡易検査でも陽性を確認したことから、19時に県防疫対策本部会議を開催し、疑似患畜と確定した場合の迅速な防疫措置について確認しました。

翌12月3日5時にPCR検査の結果、H5亜型と判明したため、その結果を国へ報告しました。

同日7時に、国が疑似患畜と確定し、農場等での防疫措置を開始しました。

8時25分には、農林水産大臣と知事とのウェブ会談があり、11時には、市町村や関係者を参集した緊急防疫会議を開催し、ウイルスの侵入防止対策と早期通報の徹底を改めてお願いしたところであります。

3の防疫措置状況ですが、殺処分は、昨日12月3日の17時20分に終了、埋却、清掃・消毒は、本日中に終了し、農場の防疫措置が完了の予定です。

4の今後の予定ですが、防疫措置完了後、10日後の確認検査を経て、搬出制限区域が解除となり、防疫措置完了後、21日を経て、移動制限区域が解除となります。

最後に、今シーズンは過去最も発生の多かった令和4年度に匹敵するペースで発生しており、発生リスクは非常に高い状況ですので、さらに緊張感を持って発生予防対策の徹底を図ってま

います。

**○内田委員長** 「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」については、冒頭、部長から説明がありましたとおり、環境森林部の内容と重複しているため、説明は省略とのことです。

執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について、質疑はありませんか。

**○中野委員** 鳥インフルエンザの対応について、御苦労さまでした。再発しないように祈っております。

防疫対策本部会議が19時に開催されていますよね。農場で簡易検査を実施して陽性、17時に宮崎家畜保健衛生所で、また改めて簡易検査をして陽性が確認されて2時間後の開催ですが、この宮崎家畜保健衛生所の検査というのは、必ずしないといけないんですか。1回目の農場での検査だけではいけなかったのかということと、防疫対策本部会議を開かないと、次に進めないんですか。

1回目の検査のみでよければ、その2時間後と考え、17時に防疫対策本部会議が開かれたというように読めるんですが、たとえ17時の宮崎家畜保健衛生所での検査をしなくても、この防疫対策本部会議は、19時にならないと開かれなかったものかどうか。

また、防疫対策本部会議を開いたか、開かないかで、翌日の進行が遅れるとか、何か支障があるとか、そういうことにはならないのかということをお尋ねします。

**○坂元家畜防疫対策課長** まず、15時10分に農場のほうで簡易検査を実施しておりますが、あくまでも農場での検査でありますので、改めて同一検体を検査機関であります家畜保健衛生所

のほうで検査し、そこで簡易検査の陽性ということで確定し、この段階で、疑いがあるということで、プレスリリースを発出したところでございます。

また、19時の県の防疫対策本部の会議の開催についてですが、鳥インフルエンザ以外の疾病に対する対応につきましても、全庁的に連携しながら実施しておりますので、こういった方針で実施するというのを防疫対策本部会議を立ち上げて、協議しているということになります。

**○中野委員** 例えば、17時に防疫対策本部会議を開いたとしても、その翌日の3日以降のことは変わらないわけですか。

非常に速やかに行動はしたと。これよりも早くはできないと断定できるということですか。

**○坂元家畜防疫対策課長** この病性鑑定の確定につきましては、12月3日の7時に確定しているんですが、その間に迅速な防疫措置を実施するため、農場で殺処分、あと埋却等を実施するための動員だったり資材の準備だったり、消毒ポイントをどこに置くかというようなこと等を各班が検討し、準備をしたところでございます。

なので、連携しながら、迅速に対応していると考えております。

**○中野委員** 仮定のことを言ってすみませんが、仮にこの発生が午前中の早い段階の場合には、その日のうちに、この3日にやったような行動をするわけですか。

**○坂元家畜防疫対策課長** あくまでこの疑似患者の確定は、国と協議した結果で決まります。仮に通報が早かったとしても、PCR検査の結果を踏まえて、国と協議して確定しますので、その時間が早くなる、あるいはこの時間帯で出てくるということは、そのときの協議の状況によるものと考えております。

○内田委員長 それでは、そのほか何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、以上をもって農政水産部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時6分休憩

---

午後0時10分再開

○内田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、5日木曜日に行いたいと思います。

開会時刻は午後1時半からとしたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 以上で、本日の委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後0時10分散会

令和6年12月5日(木曜日)

---

午後1時30分再開

---

出席委員(8人)

委員	長	内田	理佐
副委員	長	永山	敏郎
委員		中野	一則
委員		日高	博之
委員		佐藤	雅洋
委員		荒神	稔
委員		工藤	隆久
委員		脇谷	のりこ

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

---

事務局職員出席者

議事課主任主事	増村	竜史
議事課主任主事	青野	奈月

---

○内田委員長 委員会を再開いたします。

議案等の採決を行います。採決の前に、賛否も含め、御意見をお願いいたします。

暫時休憩します。

午後1時30分休憩

---

午後1時30分再開

○内田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括採決がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、議案第8号、議案第11号、議案第23号及び議案第24号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第8号、議案第11号、議案第23号及び議案第24号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時31分休憩

---

午後1時32分再開

○内田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくということで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査については継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、1月23日木曜日に予定されております閉会中の委員会につきまして、御意見を伺いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時33分休憩

---

午後1時37分再開

○内田委員長 委員会を再開いたします。

それでは1月23日木曜日の閉会中の委員会につきましては、ただいまの御意見を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくということで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、そのようにいたします。

最後に、そのほか何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 何もないようですので、以上で委員会を閉会いたします。

委員の皆様、お疲れさまでした。

午後1時38分閉会

署 名

環境農林水産常任委員会委員長 内 田 理 佐

